

人事行政に関する 状況の公表

市は、健康、福祉、教育、都市整備、生活環境など市民のみなさんの身近に関わる仕事を行っており、これに携わる職員を各部署に配置しています。
市の職員の定数、給与、休暇などの勤務条件は、法律に基づき市議会の議決によって定める条例や規則などで明らかにしていますが、みなさんに一層のご理解をいただくため、平成24年度の実績を中心に制度の概要やその運営の状況を公表します。なお、年度末には市ホームページで、さらにくわしいデータを含めて掲載します。
☎職員課☎内線2237

給与および職員数の状況

人件費とは、一般職の職員に支給される給与と、市長や市議会議員などの特別職に支給される給料、報酬、手当のほか、共済費(社会保険料の事業主負担分)などを含む経費の合計をいいます。

職員数については、現在、平成23年度に策定した「三鷹市行財政改革アクションプラン2022」により、さらなる職員配置定数の見直しに取り組んでいるところです。

今後とも、職員のモチベーションを確保しつつ、機動的かつ効率的な組織運営を進めるとともに、新たな行政需要に適切に対応するため、職員の適正配置に取り組んでいきます。

総括

① 人件費の状況(平成24年度普通会計決算)

区分	人口(住民基本台帳) (24年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考)23年度の 人件費率
24年度	179,938人	67,297,382 千円	1,346,650 千円	10,388,652 千円	15.4%	17.8%

② 職員給与費の状況(平成24年度普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
24年度	953人	3,860,577 千円	1,363,541 千円	1,569,054 千円	6,793,172 千円	7,128 千円

(注) 1. 職員手当は、退職手当を含みません。
2. 職員数は、平成24年4月1日現在の人数です。

③ 給与の種類

給与	毎月支給されるもの	給料・※扶養手当・地域手当・※住居手当・管理職手当	
	勤務実績により支給されるもの	特殊勤務手当・時間外勤務手当・管理職員特別勤務手当	
	一定の時期に支給されるもの	例年支給 退職時支給	通勤手当・期末手当・勤勉手当 ※退職手当

(注) ※の手当は、再任用職員には支給されません。

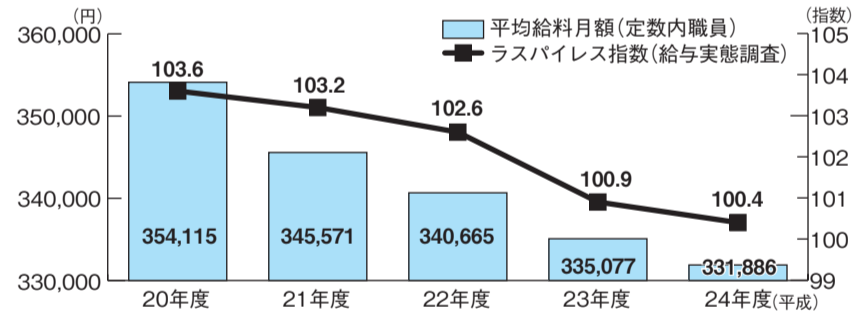
職員の平均給与月額、初任給の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額などの状況(平成25年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三鷹市	43.2歳	341,228円	470,180円	49.1歳	339,457円	419,093円
東京都	41.9歳	329,002円	458,619円	47.4歳	302,576円	406,213円

(注) 「平均給与月額」とは、給料に諸手当を加えたものの平均月額です(期末・勤勉手当は含みません)。

② 平均給料月額およびラスパイルズ指数の推移(各年度4月1日現在)



(注) 1. ラスパイルズ指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2. 国家公務員の平成24・25年度の時限的な給与改定特例法による措置がなされている状況でのラスパイルズ指数は、24年度が「108.7」となります。

③ 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区分	三鷹市	東京都	国	
一般行政職	大学卒	181,200円	181,200円	172,557円(181,200円)
	高校卒	142,700円	142,700円	133,418円(140,100円)

(注) 国の欄における()内は、給与改定特例法による措置がないとした場合の値です。

職員の手当の状況

① 期末・勤勉手当の状況(平成24年度)

支給割合	三鷹市		東京都		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分 (1.45)月分	1.35月分 (0.65)月分	2.60月分 (1.45)月分	1.35月分 (0.65)月分	2.60月分 (1.45)月分	1.35月分 (0.65)月分	
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 なし		加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3~20% ・管理職加算 15~25%		加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 10~25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

② 退職手当の状況(平成25年4月1日現在)

三鷹市			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	23.75月分	28.5月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	31.83月分	37.5月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.58月分	52.0月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	46.66月分	52.0月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置 勲奨退職特例措置(2~20%加算)		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			
1人当たり平均支給額	20,555千円	26,069千円			

(注) 1. 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額です。
2. 再任用職員については、退職手当は支給されません。
3. 三鷹市では加算措置について適用実績はありません。

③ 扶養・地域・住居・通勤手当の状況(平成25年4月1日現在)

手当名	内容
扶養手当	配偶者(配偶者を欠く第1子を含む) 13,500円 その他の親族 8,000円 16歳~22歳 4,000円加算
地域手当	民間における賃金、物価等に関する事情を考慮して支給される手当で給料、扶養手当、管理職手当の合計額の15% (国は地域により3~18%、東京都は18%) 職員1人当たりの平均支給年額 610,020円
住居手当	世帯主 15,000円(借家・借間)、3,100円(借家・借間以外) 世帯主以外 無
通勤手当	交通機関利用者 6カ月の鉄道定期と、Suica等を利用して路線バスに乗車した場合の実費相当額の6カ月分を4月・10月に支給 交通用具使用者 通勤距離に応じた金額の6カ月分を4月・10月に支給

(注) 1. 扶養手当のその他の親族の支給額8,000円は、26年度からは6,000円です。
2. 住居手当の借家・借間以外の世帯主に対する支給は、25年度で廃止します。

④ 特殊勤務・時間外勤務手当の状況(平成25年4月1日現在)

区分	内容		
特殊勤務手当	危険、不快、その他特殊な業務に就いたときに支給される手当		
	手当の種類	2種類	
	手当の名称	緊急出動手当、不快危険作業手当	
	職員全体に占める受給職員の割合	2.4%	
時間外勤務手当	受給職員1人当たりの平均支給年額	2,481円	
	年度区分	平成23年度	平成24年度
	支給総額	347,811千円	335,648千円
	職員1人当たりの平均支給年額	320千円	314千円

特別職の報酬などの状況

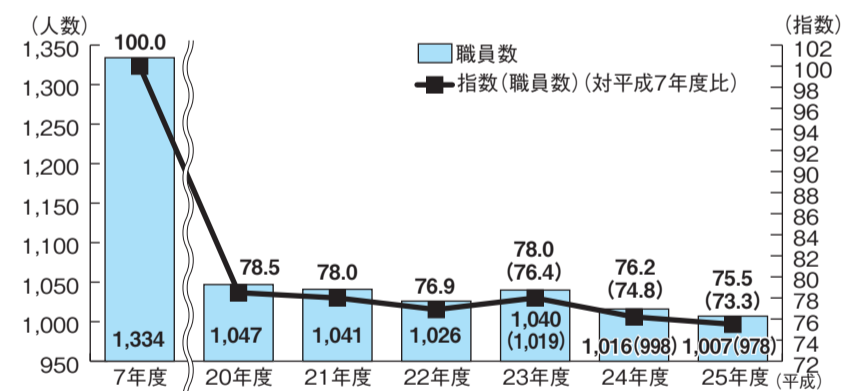
特別職の報酬などの状況(平成25年4月1日現在)

区分	給料等月額		期末手当			
	市長	1,030,000円	年間3.95月	(内訳)	6月期	1.90月
給料	副市長	870,000円	年間3.95月	(内訳)	12月期	2.05月
	議長	640,000円			6月期	1.90月
報酬	副議長	580,000円	年間3.95月	(内訳)	12月期	2.05月
	議員	550,000円			6月期	1.90月

職員数の状況

職員数の推移

市では、平成7年度以降、全国のほかの自治体に先行して、計画的な職員配置定数の見直し(純減)に取り組んできました。現在も、24年3月策定の「三鷹市行財政改革アクションプラン2022」に基づき、さらなる職員配置定数の見直しに取り組んでいます。その結果、取り組み前の平成7年4月と比較して今年4月までに、人数で356人、率にして26.7%削減しました。



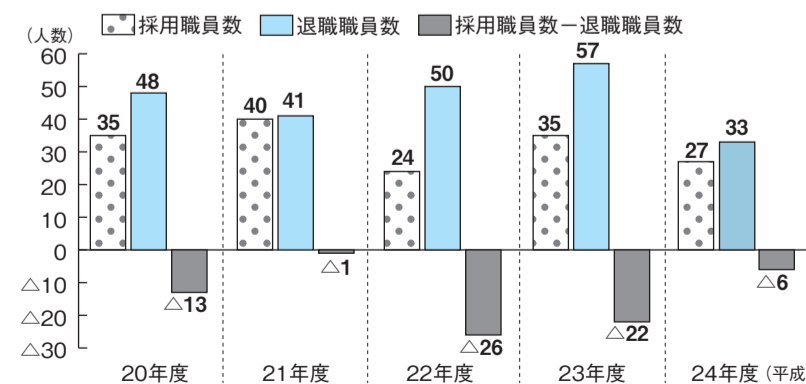
(注) 1. 職員数は、各年度4月1日現在のものです。
2. 23年度からの職員数は、特定法人退職派遣を除く外郭団体への派遣職員数を含みます。()内は、外郭団体の派遣職員数を除いた職員数および指数です。

人事行政の運営状況

職員採用・退職・派遣などの状況

職員の採用は、競争試験(択一、面接など)による能力実証により行われています。採用後の昇任についても、人事課と併せて昇任試験などを実施し、より客観的な能力実証に基づいて行っています。

① 採用および退職者の推移



(注) 1. 派遣職員の併任・併任解除を除きます。
2. 採用日と同日付で外郭団体・一部事務組合などへ派遣された職員および退職日と同日付で派遣解除された職員を含みます。